

鎌ヶ谷市建設工事の現場代理人及び営業所専任技術者に関する取扱要領

令和3年12月7日 市長決裁
令和5年 1月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人及び営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和の要件)

第2条 市長は、仕様書等に現場代理人の常駐義務を緩和しない旨を明記している工事を除き、請負金額が130万円以下の工事であるとき又は次の各号のいずれかの期間に該当するときは、本市の工事を受注した者（以下「受注者」という。）に対し、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。この場合において、常駐を要しない期間は、発注者と受注者との間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となつていなければならないものとする。

- (1) 工事請負契約の締結後から、工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始される日までの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 受注者からの工事完成の旨の通知があった日から引渡しの日までの期間

(現場代理人の兼任を認める工事)

第3条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、2以上の工事の現場代理人を兼任させることができる。ただし、発注者が工事の規模、内容、工事現場の状況等を踏まえ、現場代理人の兼任が可能と判断し、かつ、発注者との連絡体制が確保できていると認める工事に限るものとする。

- (1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により同一の専任の主任技術者の兼任が認められた工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するとき。
 - ア 2以上の工事のいずれも本市が発注した工事であること。
 - イ 兼任する工事の件数は、現場代理人1人に対して2件を超えていないこと。
 - ウ 2以上の工事のいずれも仕様書等で現場代理人の兼任を禁じていないこと。
- (2) 次に掲げる要件の全てに該当するとき。

- ア 2以上の工事のいずれも本市が発注した工事であること。
- イ 2以上の工事のそれぞれの請負金額が4,000万円未満（建築一式工事にあっては、8,000万円未満）であること。
- ウ 兼任する工事の件数は、請負金額が130万円以下の工事を除き、現場代理人1人に対して3件を超えていないこと。
- エ 2以上の工事のいずれも仕様書等で現場代理人の兼任を禁じていないこと。

2 前項の場合において、請負契約の変更により前項第2号イの規定に該当しない請負金額になったときは、市長が必要と認める場合に限り、引き続き現場代理人を兼任させることができる。

（現場代理人と主任技術者との兼任）

第4条 受注者は、前条第1項各号に規定する工事に該当するときは、現場代理人と主任技術者を兼任させることができる。

2 前項の場合において、現場代理人と主任技術者を兼任させることができる工事の件数は、前条第1項第1号に該当する工事にあっては2件まで、同項第2号に該当する工事にあっては3件までとする。

（現場代理人等を兼任させる場合の手続）

第5条 受注者は、第3条及び第4条の規定により現場代理人等の兼任をしようとするときは、それぞれの工事の発注を担当する課（以下「工事担当課」という。）に対して、現場代理人等兼任届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 受注者は、現場代理人等を兼任させている工事のうち、一方の工事が竣工その他の事由により兼任の必要がなくなった場合であって、他方の工事が契約期間中であるときは、当該契約期間中の工事の工事担当課に対して、現場代理人等兼任解除届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

3 受注者は、兼任させている現場代理人等がやむを得ない事情（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）によりその職務を遂行することができなくなったときは、新たな現場代理人等を選任し、兼任させているそれぞれの工事の工事担当課に対して、現場代理人等兼任変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

（現場代理人等の兼任の取消し）

第6条 市長は、現場代理人等を兼任させることにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人等の兼任を取り消すことができる。

（営業所専任技術者と主任技術者との兼任）

第7条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、1件に限り、建設

業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所専任技術者と工事現場の主任技術者を兼任できるものとする。

- (1) 本市と当該営業所が工事請負契約を締結していること。
 - (2) 当該営業所が本市内に所在していること。
 - (3) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満であること。
 - (4) 工事現場及び当該営業所との間で常時連絡をとれる体制を確保できること。
- 2 前項の場合において、主任技術者を兼任する営業所専任技術者が現場代理人を兼任するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

（営業所専任技術者と主任技術者との兼任させる場合の手続）

第8条 受注者は、前条の規定により営業所専任技術者と主任技術者を兼任させるとときは、当該工事の工事担当課に対して、営業所専任技術者兼任届（別記第4号様式）を提出するものとする。

（現場代理人及び営業所専任技術者の責務）

第9条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の責務を免じるものと解してはならない。

- 2 営業所専任技術者は、工事現場の職務に従事しているときであっても、営業所における責務を免じるものと解してはならない。

（留意事項）

第10条 市長は、現場代理人等又は営業所専任技術者の取扱いに関し、不正又は不誠実な行為が認められたときは、関係法令その他本市の規則等に基づき、指名停止その他必要な措置を行うものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領は、施行の日以後に契約を締結する工事から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。